

加西ブランド特産品創出支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、加西市の地域資源又は特性を活かした特産品の創出を支援し、加西ブランドの創造及び地域経済の活性化を図るため、魅力ある特産品の創出に取り組むものに対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「特産品」とは加西ブランドの創造及び地域経済の活性化を図ることを目的とする商品であって、加西の地場農産物を活用した商品又は加西の伝統的な文化や風俗を活かした商品进行いう。

（補助対象者）

第3条 本事業の対象となるものは、法人その他の団体及び個人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）加西市内に拠点有していること
- （2）市税等を滞納していないこと
- （3）加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1）特産品を新たに開発する事業
- （2）既存の商品を改良し、特産品とする事業
- （3）特産品の販路の確保及び拡大等、販売促進に係る事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費のうち次に掲げる経費とする。

- （1）試作に係る原材料費に要する経費
- （2）試作の委託に係る経費
- （3）品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- （4）市場調査に要する経費
- （5）試作品を製作する機械装置の賃借料に要する経費
- （6）商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る経費
- （7）知識経験を有する者による指導、相談等の謝金に係る経費
- （8）販路の確保及び拡大等、販売促進に要する経費
- （9）その他会長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件あたり20万円を限度とする。

（交付申請及び決定）

第7条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書、その他会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付の申請をした者に対して補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（決定内容の変更）

第8条 前条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、補助金変更（中止）申請書（様式第3号）に理由を付して会長に提出しなければならない。

（決定内容の変更承認）

第9条 会長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容に係る承認の可否について決定し、補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の実施）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の末日までに補助対象事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了後、会長が指定する日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げるものを添えて会長に報告しなければならない。

（1）補助対象経費に係る領収証の写し

（2）事業実績書

（3）収支計算書

（4）補助を受けて開発し、又は改良した特産品の完成見本品又は試作品。ただし、当該完成見本品又は試作品が提出不可能であるときは、写真その他の説明書類をもって当該完成見本品又は試作品に代えることができる。

（5）その他会長が必要と認める書類等

（額の確定）

第12条 会長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 会長は、確定した補助金等の額が、交付決定額（第9条の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 会長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 会長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し又は返還)

第 15 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 事業の実施が著しく不適當であると認められたとき

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき

2 会長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。